

【1】郵便番号: 102-0071

【2】住 所: 東京都千代田区富士見2-4-6 宝5号館2階

【3】団体名: (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

代表者 代表理事会長 河上 正二

担当者 代表理事副会長 永沢 裕美子

【4】メールアドレス: nacs-jimukyoku@nacs.or.jp

内閣府大臣官房公益法人行政室御中

(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

[nacs-jimukyoku@nacs.or.jp](mailto:nacs-jimukyoku@nacs.or.jp)

最終報告書案に示された基本的方向性は、法人の経営判断で自らが考える社会的課題への機動的な取組を容易にするものであり、全面的に賛同します。

その上で、各論に関して、以下の意見を提出します。

- (1) フロー規律の見直しに強く賛同するところですが、「収支均衡の判定及び均衡状態を回復する際の「中期的」は5年」とあるところ、収支黒字額の規模や事由等、収支均衡状態を回復に要する期間は法人によって区々と思われることから、一律的に「5年間」とすることには賛成いたしかねます。(2.(1)ア)
- (2) 収支均衡の判断にあたり収入に寄附金等を含めることに有識者会議でも反対意見が出ていました。社団法人における会費については、会員の出資的な意味合いを考えると、とりわけ違和感があります。(2.(1)ア)
- (3) 「公益充実資金(仮称)」として想定されている「いまだ認定されていない将来の新規事業のための資金の積立て」について、継続的なステークホルダーとのコミュニケーションの成果として事業計画の範疇を超えて創出されるケースが想定されます。自由度の高いものとしていただくことを要望します。(2.(1)イ)
- (4) 開示情報の拡充に関して、理事の利益相反取引等の開示を進めて透明性を確保する方向性に賛同しますが、法人が中央官庁・自治体等から公益に資する事業を受託し、理事自らが法人からの委託契約に基づき主導的に実施する場合があります。これら取引について、理事会にて定型取引として包括許可を取り、その旨を情報開示するという対応は許されないでしょうか。(3.(1)①)
- (5) ガバナンスの強化は本来、法人が自主的に取り組むべきものであり、「内部統制システムの構築等のガバナンス強化策」の事業報告書への記載は、必要記載事項ではなく任意記載事項とするのが適当です。(3.(2)①)
- (6) 理事・理事会の果たすべき役割の強化が必要になると考えます。外部理事・監事の導入に賛成しますが、相応しい人材の確保が課題です。小規模法人だからこの要件を緩和するというのもおかしな話と思います。小規模法人でも適任者を確保できるような支援策(人材バンクの設置等)を期待します。(3.(2)②)
- (7) ガバナンスは、多くの目で見られることで向上するものです。公益法人制度について詳しくない人でも分かるような財務諸表であるべきです。また、理事会の構成やスキル・マップのような情報の開示も理事・理事会の機能強化につながると考えます。(3.(1)②, (2))